

文書質問趣意書

- 一、安全で環境に優しいエネルギー施策推進のために
- 二、中央環状品川線の開通延期に係るトラブルについて

日本共産党 河野ゆりえ

一、安全で環境に優しいエネルギー施策推進のために

2011年3月11日の東日本大震災直後、福島第一原子力発電所の苛酷事故が発生してから7年が経ちました。福島県の発表では、いまだに5万人の人達が、避難生活を送っています。原発事故関連死者数は2211人に達しています。家族や友人を失い、故郷に帰れない人々の悲しみは、想像にあまりあります。福島第一原子力発電所事故の最大の教訓は、危険な原子力発電による電力供給から、安全で環境に優しい太陽光などの自然再生エネルギーの導入拡大に転換して、生命を守ることを最優先すべきということです。

Q1. 初めに、2017年12月27日に、原子力規制委員会が東京電力柏崎刈羽原子力発電所について、新規制基準適合の審査書を公表したことに関連して、質問します。

柏崎刈羽原子力発電所の軽水炉原子炉は、福島第一原子力発電所と同じ沸騰水型と言われていますが、構造が違う改良型沸騰水型軽水炉で、原子炉の冷却能力などの安全性が疑問視されています。

福島第一原子力発電所の事故は、津波が原因とされていますが、事故の原因は究明途上で解明されていません。そうしたなかで、原子力規制委員会が「新規制基準適合」と審査書を出したことに對して、「住民の安全がまもられるのか」と、批判の声があがっています。

知事にうかがいます。柏崎刈羽原子力発電所について、原子力規制委員会が公表した「新規制基準適合」の判断は、住民の安全、東京電力の経営体質など様々な角度から考えれば、「規制委はもっと慎重であるべき」との意見があります。知事は、原子力規制委員会の「新基準適合」の判断について、どのようなお考えをお持ちですか。お答えください。

Q2. 都内における電力消費量は、1年間で約800億キロワットh弱です。その9割を東京電力から購入しています。東京都は東京電力の最大の顧客です。原子力規制委員会が出した「新基準適合」は、「再稼動を認める」もので

はありませんが、再稼働への動きを加速させることとなります。しかし、東京電力自身は、2014年11月に「柏崎刈羽原子力発電所から30キロ圏内の自治体の理解が無ければ、再稼働の条件は十分でない」と明言をしています。

新潟県内の30キロ圏内の9つの市町村では、どこでも①福島第一原発の事故原因が究明されていないこと、②住民の健康被害、③避難路の確保など3つの検証が未解明である、として理解するとの状況には到っていません。新潟県は、独自の検証委員会をつくっています。米山隆一県知事は、「福島第一原発事故の検証が終わるまで再稼働の議論をするつもりはない」と明確に述べ、県の委員会の検証には3年～4年かかると表明しています。

東京電力ホールディングス新潟本社の代表は、原子力規制委員会の「基準適合」の公表後、米山隆一知事を訪問し、「安全性、信頼性の向上に向けて取りくむ」と強調したとのこと。

そこで、知事に求めます。東京電力・柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に、毅然と慎重な姿勢をとっている米山隆一県知事、住民、都民を守るために、意見交換を行なっていただくよう要望します。いかがですか。

Q3. 福島第一原発事故から、都民の節電意識の向上、省エネ技術の前進、家族構成の変化などで、都内の電力消費量は減少の傾向です。再生可能エネルギーの導入、利用も少しずつ増えています。ですから、昨夏は、震災前に比べて電力余力が上回っています。原発必要論は根拠を失っています。

今月4日には、都内で「原発ゼロの未来へ 3.4全国集会」が開かれています。「原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟」(原自連)は、「原発ゼロ基本法案」を提案しました。原自連は、小泉純一郎、細川護熙両元首相が顧問をつとめている市民団体です。原発ゼロへの大きなうねりが起きている変化に応じて、危険な原子力発電による電力供給は断念すること、とりわけ全国各地の原発再稼働は行なわないことを、首都東京の知事として、国に強く働きかけていただくようもとめます。お答えをお願いします。

福島第一原発の事故の後、世界では、「原発ゼロ」の決断をし、太陽光や風力などの再生可能エネルギー導入が進んでいます。

例えば、2022年末までに、17基の原発全廃を決めたドイツでは、2011年に再生エネルギーの発電割合は20%でしたが、2017年には33%となりました。石炭発電などが4割を占めているドイツの現状から、課題は大きいといわれていますが、2050年までに再生エネルギーを80%の割合に高める積極的な目標を掲げています。

スイス、イタリア、ベルギー、台湾などの諸国も脱原発に踏み切っています。福島第一原発の苛酷事故を起こした日本こそ、原発依存から脱却し、再生エネルギーの開発、導入を促進すべきではないでしょうか。この1月、河野太郎外務大臣は、アブダビで開かれた国際再生可能エネルギー機関（IRENA）総会に出席し、日本の再生可能エネルギー導入に向けた取り組みは国際水準にも達していないとして、「嘆かわしい」と発言し、「今後、日本は、新しい思考で再生可能エネルギー外交を展開する」ことを明らかにしました。河野太郎外務大臣が、このように述べたのは、日本の再生エネルギー比率が2030年時点で22%から24%にするとした政府の目標が、国際比較でも遅れをとっているのが明らかだからです。この遅れを取り戻せるよう、東京都政としても、再生エネの開発、導入促進の役割を果たせるよう、何点かお聞きします

Q4. 第一は、大手電力会社の送電線接続拒否についてです。

今年1月、京都大学の安田陽特任教授の分析が報道されました。発電所からの電気を送る基幹送電線の手電力10社の利用率が、1割から2割にとどまっているとのこと。

一方、再生可能エネルギーの発電事業者が、基幹送電線に接続を申し込んだ場合、「空き容量ゼロ」という理由で、接続が断られる状況が起きています。また、高額な送電線増強費用を求められる事例もあります。接続を拒否されれば、電気を送ることができませんから、再生可能エネルギー事業者にとっては死活問題であり、発電事業をあきらめる場合もあるとのこと。

大手電力会社が、接続を断る理由として、今は稼働していない原子力発電所の再稼働を見越して、空き容量を設けているとの指摘があります。東京都として、市民電力などの事業者が、再生可能エネルギーで生み出した電力を大手電力会社の基幹送電線に接続し易くできるよう、対策を講じていただくこと、また、国への働きかけを行なっていただくことを求めます。いかがでしょうか。

Q5. 次に省エネ、再エネについて、都の施策に関してうかがいます。

東京都は、2016年3月に環境基本計画を改定し、東京都としての省エネ目標や再生エネルギー導入目標を定めました。定めた目標の数値は、まだ、努力の余地があるとは感じますが、目標達成に向けて施策を進めることは重要です。

省エネに関して、東京都が2017年にスタートさせた「既存住宅におけ

る高断熱窓導入促進事業」についてうかがいます。「窓1つでも住宅省エネルギーフォーム助成を」とわが党も要望し、実現した重要な事業です。

2017年8月からスタートしましたが、11月までの3ヶ月で、申請件数は3345戸とのこと。3ヶ年の事業で年間11000戸、計33000戸を目標にしていますから、これからの努力が問われています。そこで、以下の点について質問します。

第一に、都として、この事業の目標達成に向けてどのように見通しを立てていますか。第二に、ユーザーや工務店関係者は、事業の周知が十分でないとの意見を持っていますが、今後、周知徹底は、どのように取り組まれますか。第三に、国の制度と併用すれば2分の1の本人負担になるけれど、都の補助金だけだと6分の1であり、費用の負担感が重いとされています。補助率引き上げの検討が必要だと考えますが、いかがですか。それぞれお答えください。

Q6. 3月20日の環境建設委員会の質疑の中で、環境局は、人が歩くことなどで発生する振動で発電し、都の施設などで利活用する旨の答弁をしました。振動力発電については、2015年の第2回定例会で、わが党の米倉春奈議員が文書質問をし、「人が歩く振動による電気がLED照明にも生かされています」と、省エネ、再エネ両方の観点から提案をしています。これから、都が振動力発電の実施に向けて施策を進めることは重要です。都が検討している振動力発電は、都営施設のどんな場所で、どのような形で活用するのでしょうか。具体的な検討策をお示してください。

Q7. 都内では、市民団体等が、太陽光、小型風力、小水力などの再生可能エネルギーの発電事業に取り組んでいます。都内の市民発電の団体にお聞きしてところ、都内の太陽光発電のポテンシャルとして、小学校、中学校、高等学校など、学校屋根の活用が進むように東京都が支援してほしい、との要望がありました。都立学校はもとより、都内区市町村と連携して、学校屋根における太陽光発電が促進されるよう東京都の努力を求めます。お答えください。

Q8. 市民発電への支援を充実させることも必要です。一般の法人並みの税金が課税される仕組みの改善や、小型風力・水力発電への開発にあたっての資金面での支援など、種々求められています。市民発電に取り組んでいる民間団体、事業者との懇談、交流を密にして、支援の拡充を求めますが、いかがでしょうか。

わが党は、これまでも、再生可能エネルギーの開発・普及に向けて提言を続けてきました。島嶼部など海洋に面している地域での潮力や波力、洋上風力の発電、地熱の利用、家畜糞によるバイオガスやバイオマスの利用などについて、今後、東京都として一層研究を深め、環境に優しく安全な自然再生エネルギーの導入に努力していただくことを求めるものです。

二、中央環状品川線の開通延期に係るトラブルについて

中央環状品川線は、平成 25 年 4 月 16 日、「シールドトンネル掘削完了後の出入口工事や換気所工事において出水が発生した。これに伴う出水対策に時間を要したため、中央環状品川線の開通時期は、平成 26 年度末となりました」と、都建設局、首都高速道路株式会社が発表した。また、都と首都高速道路株式会社は、東京都環境影響評価条例第 90 条に基づく事業計画の変更の報告として、開通予定時期を平成 26 年から平成 27 年に変更すること、変更理由として、「シールドトンネル掘削完了後の出入口工事や換気所工事において出水が発生したため、薬液注入等の出水対策を行ったが、それらの対策に時間を要したことから、開通予定時期を変更する」という内容の届け出を都に行った。

いずれも、出入口工事と換気所工事の二つの工事で出水が発生し、それに伴う対策工事に時間を要したことによって、中央環状品川線の開通時期が一年延期されたというものである。

ところが、二つの出水工事のうちの一つである南品川換気所工事については当時関わった東京都建設局職員により、国土交通省が開催した平成 27 年度スキルアップセミナーで、2012 年夏ごろ、「本線シールドトンネルのセグメント応力の上昇という想定外事象」が起り、「このまま応力が上昇すれば許容応力度を超え、本線トンネル自体に大きな影響を与える可能性もあり、長期間の原因究明と対策工の検討、施工がおこなわれたことが発表されている。この発表では、セグメント応力の上昇への対策は詳細に報告されているが、出水についてはまったくふれられていない。

本線トンネル自体に大きな影響を与える可能性があるセグメント応力の上昇という重大なトラブルが起り、その対策に時間をとられていながら、その事実を押し隠し、出水の発生に伴う出水対策という別の理由を押し出していたら重大である。このように事実を押し隠すような姿勢がそのままにされれば、それ以上の深刻な事故の発生を招きかねない。

そこでお尋ねする。

Q 1、トンネル工事における建設局としての「出水」と「出水対策」の定義をそれぞれ教えていただきたい。

Q 2、平成 25 年 4 月 16 日の報道発表についてお尋ねする。

①「出入口工事や換気所工事において出水が発生」とあるが、出水はいつ発生したのか、出水量はどのくらいだったのか、二つの工事、それぞれについてお答えいただきたい。

②平成 30 年 3 月 16 日の環境建設委員会で、南品川換気所工事のなかで、都は「ロックボルトの施工時に出水がございました」と答弁している。ロックボルトの施工時の出水と平成 25 年 4 月 16 日の報道発表の「換気所工事において出水が発生」は同じものをさすのか。

③「これに伴う出水対策」としているが、「これ」とは、「出入口工事」と「換気所工事」、両方の出水をさしているということでしょうか。

④出入口工事と換気所工事、それぞれの出水の発生に伴う出水対策の内容、いつからいつまで行われたかを教えていただきたい。

Q 3、平成 30 年 3 月 16 日の環境建設委員会で、南品川換気所工事のなかで、都は「ロックボルトの施工時に出水がございました」と答弁した。

①「ロックボルトの施工時に出水」があったことは、都のどのような記録、あるいは、証言に基づいて確認したのか。

②そのときの出水量はどのくらいだったのか。

③止水などの出水対策工事は施したのか。対策工事を行った場合、施工期間はいつからいつまでか。

④「ロックボルトの施工時に出水」があったことを確認した記録、証言で、ほかに南品川換気所工事における出水の記録や証言はあったか。あった場合、それはいつ、どのくらいの出水だったか。

Q 4、建設局からいただいた「都市高速中央環状品川線の南品川換気所と本線

シールドトンネルを結ぶ避難路をNATM工法にて構築する工事」の「工期変更及び変更理由」という文書、および中央環状品川線の開通時期の関係についてお尋ねする。

①この工期変更の主要な理由は、「シールドセグメントへの付加応力を低減し、避難路の掘削を安全かつ確実に進めるための対策工を検討・実施に必要な期間として工事を一部一時中止した」ということでよいか。

②「シールドセグメントへの付加応力を低減し、避難路の掘削を安全かつ確実に進めるための対策工」のなかに、実際の出水の発生に伴って、その止水のために行われた工事はあったか。

③報道発表やアセス変更届けにおけるシールドトンネル掘削完了後の「換気所工事」における出水の発生とこれに伴う出水対策は、「シールドセグメントへの付加応力を低減し、避難路の掘削を安全かつ確実に進めるための対策工を検討・実施」のなかにふくまれるのか。

Q 5、3月16日の環境建設委員会で都は「両方でさまざまな出水に関する事象、…出水の事象がたくさんございましたので、これを両方の開通の延期の理由として採用した」と説明した。南品川換気所工事における「さまざまな出水に関する事象」とは何か。本線トンネルのセグメントの応力上昇に対する凍結工の見直しは、これに含まれるか。ロックボルトの施工時の出水は、これに含まれるか。応力上昇に対する凍結工の見直し、ロックボルトの施工時の出水以外に、どんな出水に関する事象があったか。それぞれお答えいただきたい。

Q 6、本線シールドトンネルのセグメント応力の上昇という想定外事象と、それに対する長期間の原因究明と対策工の検討、施工について、国土交通省が開催した平成27年度スキルアップセミナー以外に対外的に公表した事実はあるか。